



【支援制度】修理・修景に対する補助制度・税制優遇措置の方針を決定しました

歴史的町並みが将来に向けて適切に保存され、有効に活用されることで守り伝えるため、文化財保護法の「重要伝統的建造物群保存地区制度(重伝建)」を活用していきます。

制度を活用したまちづくりを進めるために必要な支援策を、庁内で検討した案について、伝統的建造物群保存地区保存審議会で審議してきました。

地区内で歴史的な建物の維持・修繕や、周りの景観に調和させる新築・増築・改築を行う場合、必要な経費の一部を補助する制度の方針と、固定資産税などに対する税制優遇措置の方針について、11月7日開催の審議会において、決定された内容をお知らせします。

1 支援制度の方針について

- ・須坂市の支援策としては、税制優遇ではなく補助金を重点に置く
- ・補助制度内容は、規模の大きい建物が多い須坂市の実情を踏まえた上限額を設定する

(1) 補助金制度

重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)に選定されることで、歴史的な建物を維持(修理)し、周辺の建物も町並みに合わせて景観を整え(※修景)が、国・県・市の補助金制度対象となり、地区内の建物所有者の方に大きく負担が掛からないように補助金が交付されます。

※ これは地区内であれば、歴史的価値のある「伝統的建造物(特定物件)」所有者の方以外でも、修景の補助を受けることができる制度です。

町並みを維持するための補助金

修理

対象◆特定物件(将来にわたり保存する伝統的建造物)

伝統的な工法で外観修理を行い、保存維持します。

※外観や構造の維持をすれば建物内部の改修も可能です(補助対象外)。なお、特定物件は原則として建物の取壊しはできません。

しゅうけい
修景

対象◆特定物件以外の建造物(新築、既存の建物の増改築)

新築や増改築の際に、建造物の外観を周辺の歴史的な景観に調和させます。基準に沿った修景が必要です。



須坂市の補助制度方針と県内他市の補助制度事例

市町村	地区	種別	修理（特定物件）		修景（特定物件以外）		備考
			補助率	上限額（万円）	補助率	上限額（万円）	
須坂市	須坂	在郷町	80%	2,000	60%	750	
長野市	戸隠	宿坊群・門前町	80%	なし	60%	建築物:500	茅葺復元は90%
塩尻市	奈良井	宿場町	80%	250+ α	60%	100+ α	建物の規模に応じて 上限額は異なる
	木曾平沢	漆工町					
千曲市	稲荷山	商家町	80%	800	60%	600	
東御市	海野宿	宿場・養蚕町	80%	600	60%	200	
南木曾町	妻籠宿	宿場町	80%	上限なし	70%	400	
白馬村	青鬼	山村集落	85%	900	50%	500	

地区内で新築・増改築を行う際には、町並みを損なわないための「修理・修景基準（補助金制度対象）」と、歴史的風致を損なわないための「許可基準（補助金制度対象外）」があります。

歴史的な建造物で、将来にわたって保存していくことについて、所有者の同意が得られた建造物を「伝統的建造物（特定物件）」といいます。

(2) 税制優遇制度

須坂市の税制優遇制度方針と県内他市の税制優遇制度事例

市町村	対象		相続税(国税)		固定資産税・都市計画税 (地方税)
	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税
長野市	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税
塩尻市	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税
千曲市	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税
東御市	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税
南木曾町	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税
	伝統的建造物以外の建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		固定資産税1/5軽減
白馬村	伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除		非課税

伝統的建造物については国基準により、

- ・伝統的建造物である家屋及びその敷地の相続税評価額が、30%控除となります。
- ・伝統的建造物である家屋の固定資産税及び都市計画税は、非課税となります。

2 今後の予定

補助金等支援制度方針と外観基準について、「特定物件」となるための同意書提出などに関する町別説明会の開催を予定しています。

各町の開催日については、各町との日程調整後、予定地区の皆様には改めて通知します。

伝建制度に関する支援策の方針を今回お伝えしましたが、同意提出など今後の対応についても、地区の皆様のご意向をお伺いしながら対応を進めていきます。

伝建制度導入について、少しでもご不明な点、ご不安な点、またご意見、ご提案などございましたら、ご遠慮なく右記事務局までご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当:寺沢、小西、南澤
☎026-248-9027

▼町並みの古写真を探しています▼



明治から昭和40年代までの歴史的な町並み（大字須坂辺り）が写っている古い写真を探しています。今後町並みを整えていくための貴重な資料です。ご自宅をお持ちの方はぜひご連絡ください。なお、写真は複写した後にお返しします。

これまでの記事はこちらから

